

# 産業建設常任委員会委員長報告

(24. 12. 21)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告します。

まず、第1号議案、平成24年度亀岡市一般会計補正予算の本委員会所管分について、その主な内容は、

衛生費では、家庭用取水施設等の整備に係る補助金申請増加に伴う飲料水安定確保対策事業経費の増額補正、

農林水産業費では、特産品小豆生産振興助成に係る補助金及びカーボンマイナスプロジェクトで推進している炭堆肥の購入補助金の増額補正、

商工費では、亀岡市観光協会運営費補助金増にかかる観光推進経費の増額補正、

土木費では、道路舗装修繕工事等の実施に係る道路維持管理経費の増額補正、市営住宅の修繕等に係る住宅管理経費の増額補正、

災害復旧費では、7月に発生した梅雨前線豪雨により被害を受けた農地等の復旧工事費の増額補正であり、

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第2号議案及び第3号議案、第5号議案及び第6号議案の4議案は、簡易水道事業特別会計、地域下水道事業特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計の平成24年度補正予算であります。

その主な内容は、各水道及び下水道施設の管理経費等にかかる債務負担行為であります。また、地域下水道事業特別会計については川東浄化センター太陽光発電システム設置工事費等の増額補正を含むものであり、4議案とも別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第12号議案、亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正については、大井町南部地区及び篠町篠牧田地区の各地区整備計画区域内における建築物の制限に関する事項を定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第15号議案、亀岡市上水道事業給水条例及び亀岡市簡易水道事業給水条例の一部改正については、水道法の一部改正に伴い、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する基準を定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第16号議案、亀岡市下水道条例及び亀岡市地域下水道条例の一部改正については、下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造基準及び終末処理場の維持管理基準等を定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案から第27号議案までの4議案は、亀岡市土づくりセンターをはじめ、亀岡市農業公園、亀岡市食肉センター、亀岡市都市公

園（33箇所）の施設の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものであります。4議案とも別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案の土地改良事業（災害復旧事業）の施行については、7月の梅雨前線豪雨により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業を行うものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第30号議案、第31号議案の旧慣による公有財産の使用権の廃止については、西別院町の大堂池、千代川町の北ノ庄小池について、それぞれ用水としての使用権その他一切の旧慣による使用権を廃止しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、本常任委員会に付託されました請願について、審査経過と結果を報告いたします。

受理番号4、「ものづくり中小企業」の振興のため、地域の高等学校における工業系学科（コース）の設置に向けて、積極的な取り組みを求める請願についてであります。その趣旨としては、南丹地域には工業系の教育機関がなく、地元企業による技術系人材の確保が困難であるため、南丹地域の高等学校に工業系の学科（コース）を設置し、地域のものづくり産業を担う人材を育成すること、またその実現に向けて、小中学校におけるものづくり教育や就業体験の充実等、企業と連携して積極的な取り組みを求めるものであります。

審査にあたっては、本市の教育にも関連する内容であるため、総務文教常任委員会との連合審査会を実施しました。ものづくり産業における本市の取り組みの方向性、また教育面における生徒の進路状況や就職状況、小中学校のものづくり教育の現状等について、市関係部局に質疑を行い、その必要性を委員会相互に議論した結果、本市の発展及び子どもたちの将来の選択肢を広げることに寄与するものであるとの賛成討論があり、採決の結果は、全員賛成で採択すべきものと決定しました。

次に受理番号7、過労死防止基本法の制定を求める意見書の提出を求める請願についてであります。その趣旨は、過労死、過労自殺のない社会にするため、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行うことを目的として、過労死防止基本法の制定を求める意見書を政府に提出することを求めるものであります。

過労死、過労自殺は、競争社会の中で後を絶たない深刻な問題であり、それをなくすための実効性の高い法整備を進めるためには、過労死防止基本法の制定を地方から国へ求めていく必要があるとの賛成討論があり、採決の結果は、全員賛成で採択すべきものと決定しました。

以上、簡単であります。本委員会の報告といたします。

水道老朽管の更新計画と維持管理の要となる水道マッピングシステム構築へ

構築業務委託経費2400万円を限度額に平成25年度までの債務負担行為を設定

市内総延長500kmにも及び水道管路の図面台帳類を電子化し、システム管理をすることで、業務の効率化を図ることができ、迅速な対応ができるなど市民サービスの向上につながります。

配水管の多くは昭和50年前後に布設され、一般的な耐用年数40年をあと数年で迎えます。効果的できめ細かな老朽管更新や施設の危機管理を行うため、1日も早いシステム構築を期待します。

商工会議所と意見交換

11月5日、産業建設常任委員会は、地域のものづくり産業の抱える課題について、亀岡商工会議所（地元企業）との意見交換会を行いました。

**企業側** ものづくり産業の振興のためには、人材づくりが最も大切。しかし、南丹地域には工業系の学校がないことから、技術系人材の確保が困難。地元の高等学校に工業系学科（コース）の設置を求めたい。

成、雇用することは地域経済を支える上で大切。工業系学科の新設は必要と考える。一方、工業系への進学率が低い中、子どもたちがものづくりに興味をもち、この分野への進学、就職につながるような取り組みも大きな課題である。

**議員** ものづくり産業を担う人材を地元で育成

**企業側** 小中学校時代からものづくりに接する機会を充実させる必要がある。ものづくり教育や職場体験など、企業側としても積極的に協力していきたい。そのためにも行政の働きかけが必要である。

商工会議所から請願提出

南丹地域の高等学校に工業系学科（コース）の設置に向けて積極的な取り組みを求める請願

全員賛成

過労死防止基本法制定を求める意見書採択を求める請願

全員賛成

請願審査

〈請願の趣旨〉

昨今の雇用情勢、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、過労死、過労自殺のない社会にするためには、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある。国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行うよう、次の内容の法律（過労死防止基本法）の制定を求める。

1 過労死はあってはならないことを、国が宣言すること。

2 過労死をなくすための、国・自治体・事業主の責務を明確にすること

3 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策

過労死をなくすため、実効性の高い法整備を進めることを地方から国へ求めていく必要があるとして、全員賛成で請願を採択し、国に意見書を提出しました。

教育部門を担当する総務文教常任委員会と合同で審査を行い、ものづくり産業の発展、また、子どもたちの進路選択を広げるためにも、積極的な取り組みが必要であるとして、全員賛成で請願を採択しました。請願実現のためには、

小中学校におけるものづくり教育の充実など、教育面の整備が不可欠です。行政と教育機関、企業が連携した取り組みが必要です。議会からは、京都府及び府教育委員会に意見書を提出し、工業系学科（コース）設置を要請しました。